

定期換金サービス（セゾン定期便）取扱い規程

（規程の趣旨）

- 第1条 この規程は、お客さまの口座で管理する投資信託を定期的に解約するサービス（以下「定期換金サービス」といいます。）に関する取決めです。当社は、この規程に従って「定期換金サービス」に係る契約をお客さまと締結いたします。
2. 本規程に定めがない事項については、「総合取引約款」、「投資信託約款」及び「目論見書」に定めるところにより取り扱います。

（「定期換金サービス」の内容）

- 第2条 「定期換金サービス」は、お客さまの口座で管理する投資信託を、毎月又は隔月で当社があらかじめ指定する日（以下「指定日」といいます。）に、第3条の条件を満たし継続して解約する契約及び取引をいいます。
2. 「定期換金サービス」の対象となる口座は、当社が指定する口座とします。
3. 「定期換金サービス」の対象となる銘柄は、別途当社が定める銘柄（以下「取扱銘柄」といいます。）の中からお客さまのご指定いただくものとします。お客さまがご指定された「定期換金サービス」の対象となる銘柄を「指定銘柄」といいます。
4. 解約が行われる月を「解約月」といいます。隔月での解約をお選びいただいた場合、解約月は1月、3月、5月、7月、9月及び11月とします。
5. 「指定日」は、解約月の16日（休日の場合はその翌営業日）とします。

（お申込み）

- 第3条 お客さまは、以下の各号すべてに該当する場合に「定期換金サービス」をご利用いただけます。
- (1) お客さまが、当社の「総合取引口座」を開設済みであること
- (2) お客さまが、当社が指定する口座を開設済みであること
- (3) 当社指定口座内に保有する「指定銘柄」について、お申込時点の残高の評価金額が、2,000,000 円以上であること
- (4) お客さまが、当社所定の方法によりお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合
2. お客さまは、「取扱銘柄」の中から1銘柄以上の銘柄を指定し、かつ、金額による場合は年間の解約金額、口数による場合は解約年数のいずれかを指定して、お申込みを行なっていただくものとします。
3. お申込可能な1回当たりの解約代金は、お申込時点において 10,000 円以上 1 円の整数倍の金額又はそれに相当する口数を下限とします。

(「定期換金サービス」の開始)

第4条 「定期換金サービス」の適用開始日は、以下の通りとします。

- (1) お客様が、セゾン投信ネット取引を通じてお申込みをした場合、お申込みが完了した直後の「指定日」から「定期換金サービス」を開始します。解約月の15日(休日の場合はその前営業日)までにお申込みが完了した場合は、当月の「指定日」から「定期換金サービス」を開始します。
- (2) お客様が、書面を通じてお申込みをした場合、解約月の10日(休日の場合はその前営業日)までに当社が当該お申込みを承諾したときは当月の「指定日」から、それ以外の場合は翌月以降の「指定日」から、「定期換金サービス」を開始します。

(「定期換金サービス」による解約)

第5条 当社は、第3条に基づいて行われたお申込みに沿って解約を行います。解約は該当月の「指定日」を注文日(休日の場合はその翌営業日)として行うものとし、1口単位の解約価額その他は目論見書に記載するところによります。

- (1) 金額による場合は、指定された金額になるように、解約を行います。解約代金から所定の手数料、税金などが差し引かれる場合があります。また、指定銘柄を全て解約しても、指定された金額に満たない場合は、当該指定銘柄を全て解約します。
- (2) 口数による場合は、指定された解約年数に基づき算出した口数で解約を行います。解約代金から所定の手数料、税金などが差し引かれる場合があります。また、指定銘柄の口数が前述の口数に満たない場合は、当該指定銘柄を全て解約します。
- (3) 前号において、以下の場合、指定された解約年数満了後も指定銘柄の残高が残る場合があります。
 - ① 「定期換金サービス」をご利用中の口座にて指定銘柄をお買付された場合
 - ② その他、相続による移管等により「定期換金サービス」をご利用中の口座内の指定銘柄の残高が増加した場合
- (4) 解約代金のお支払いについては、「総合取引約款」に定めるところに準じます。

(お申込内容の変更)

第6条 お客様は、当社の所定の手続きに従って「定期換金サービス」の指定条件の変更を行うことができます。ただし、適用日は以下の通りとします。

- (1) お客様が、セゾン投信ネット取引を通じて当社所定の手続きに従って変

更のお申込みをした場合、お申込みが完了した直後の「指定日」付で当該指定条件の変更のお取扱いとします。(解約月の15日(休日の場合はその前営業日)までにお申込みが完了した場合は、当月の「指定日」付けで当該指定条件の変更のお取扱いとします。)

- (2) お客さまが、当社所定の手続きに従って、書面を通じて当該指定条件変更のお申込みをした場合、解約月の10日(休日の場合はその前営業日)までに当社が当該お申込みを承諾したときは当月の「指定日」付で、それ以外の場合は翌月以降の「指定日」付けで、当該お申し込みの変更のお取扱いとします。

2. 指定条件変更時における1回当たりの解約代金は、5,000円以上1円の整数倍の金額又はそれに相当する口数を下限とします。

(「定期換金サービス」の停止)

第7条 お客さまは、当社の所定の手続きにより「定期換金サービス」の解約を停止することができます。ただし、適用日は第6条と同一とします。

2. 停止した「定期換金サービス」の指定条件は変更されません。
3. 停止中の「定期換金サービス」について、停止中に解約期間が条件を満了となった場合、当該「定期換金サービス」の契約は解約されます。

(「定期換金サービス」の再開)

第8条 お客さまは、当社の所定の手続きに従って、停止中の「定期換金サービス」の解約を再開することができます。ただし、適用日は第6条と同一とします。

(お客さまへの通知)

第9条 当社は、「定期換金サービス」に基づく取引の明細及び残高について、「総合取引約款」に基づき、お客さまに通知いたします。

(「取扱銘柄」の除外)

第10条 当社は、「取扱銘柄」が以下の各号のいずれかに該当した場合、当該「取扱銘柄」を「定期換金サービス」の対象から除外することができるものとします。

- (1) 当該「取扱銘柄」が償還されることとなった場合若しくは償還された場合
- (2) そのほか、当社が必要と認める場合

(「定期換金サービス」の解約)

第11条 「定期換金サービス」は、以下の各号のいずれかに該当したときに解約されるものとします。

- (1) 「総合取引約款」に基づく「総合取引」が解約されたとき
 - (2) 当社所定の手続きに従ってお客さまから「定期換金サービス」の解約のお申込みがなされ、当社が当該お申込みを承諾したとき
 - (3) 第5条第1号及び第2号で規定する解約の結果、お客さまの「定期換金サービス」利用中の口座において、「指定銘柄」の残高が無くなったとき
 - (4) お客さまが口数による解約を指定し、解約年数が満了となったとき。なお、「定期換金サービス」を利用中にその口座内の指定銘柄をセゾン投信ネット取引等でご解約された場合、指定された解約年数以前に満了となることがあります。
 - (5) 当社が「定期換金サービス」を継続することができなくなったとき
 - (6) 転居先不明、解約代金のお支払いが一定回数できなかった場合等やむを得ない事由により、当社が「定期換金サービス」を解約することが相当であると認めたとき
 - (7) お客さまの「指定銘柄」が前条の規定に従い「取扱銘柄」から除外されたとき
 - (8) その他やむを得ない事由により、当社が「定期換金サービス」の解約を申し出たとき
2. 「定期換金サービス」の解約の適用日は、セゾン投信ネット取引を通じたお申込みの場合は第6条第1項、書面を通じたお申込みの場合は同条第2項の適用日と同一とします。